

第35回 J/24 クラス全日本選手権大会

2015. 11. 21-23



J/24

共同主催 日本 J/24 クラス協会 和歌山県セーリング連盟
公 認 公益財団法人日本セーリング連盟 承認番号 (H27-31)
協 力 Gill Japan 日吉染業(株) NPO 法人和歌山セーリングクラブ
開催場所 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点「和歌山セーリングセンター」

第35回 J/24クラス全日本選手権大会

帆走指示書

共同主催 日本J/24クラス協会、和歌山県セーリング連盟
公認 公益財団法人日本セーリング連盟承認番号(H27-31)
協力 Gill Japan・日吉染業(株)・NPO法人和歌山セーリングクラブ
開催場所 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点「和歌山セーリングセンター」
和歌山県和歌山市毛見1514

1. 適用規則

- 1.1 本レガッタにはセーリング競技規則(RRS)で定義された規則が適用される。
- 1.2 以下の日本国連盟規程が適用される。
- 1.3 国際 J/24 クラス協会 (IJCA) のレガッタ運営規定が適用される。
- 1.4 RRS 41 を以下のように変更する： 艇が各日の最初のレースのために係留場所を離れてから係留場所に戻るまでのレース中ではない間、艇は、RRS 41 により許されている場合を除き、他の競技者または主催者の指示の下にある運営艇を除く外部の者からの援助を受けてはならない。レース中は RRS 41 が修正なしに適用される。レース委員会 (RC) が信号旗 H の上に AP を掲揚した場合には、上記の RRS 41 に対する追加規定は、艇が再び係留場所を離れるまで停止される。これは RRS 第 4 章の前文を変更している。
- 1.5 各艇に対しバウ・ナンバーが指定され、レガッタ中その艇の識別番号として使用される。バウ・ナンバーは与えられる指示の通り貼り付けられなければならない。大会が終わって艇が上架されるまで、しっかりと貼られていなければならない。
- 1.6 RRS G3 に従って、本大会のためにチャーターした艇または借用した艇は、クラス規則に違反した国別文字またはセール番号をつけていてもよい。
- 1.7 RRS の第 5 章 B 節、および RRS 41 はプロテスト・アービトレーションを可能とするように変更される。
- 1.8 RRS 61.1(a) を変更し、抗議艇が掲揚する赤色旗は、縦が 150mm 以上、横が 200mm 以上なければならないものとする。
- 1.9 RRS 44.3 を変更し、信号旗「I」を黄色旗として使用してもよく、使う旗は（黄色旗、信号旗「I」のいずれでも）縦が 150mm、横が 200mm 以上なければならないものとする。
- 1.10 レース公示 (NOR) と本帆走指示書 (SIs) との間に矛盾を生じた場合には、SIs が優先するものとする。この項は RRS 87 を変更している。

2. 競技者への通告：

- 2.1 競技者への通告はクラブハウス北側に設置された公式掲示板に掲示される
- 2.2 本帆走指示書に関する質問は、レース委員会の PRO あてに書面で提出しなければならない。質問と回答は、可能な限り速やかに公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更：

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 0800 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 2000 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号：

- 4.1 陸上で発する信号はクラブハウス 2 階北側にある信号柱において発せられる。
- 4.2 AP 旗が陸上で掲揚された場合、レース信号 AP 旗の「1 分」を「60 分以降」に置き換える。
- 4.3 Y 旗が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則 40 が適用される。これは第 4 章前文を変更している。

5. レース日程：

5.1 レース日程

日付	曜日	時刻	行事/活動
11 月 20 日	金	09:00~17:00	大会受付艇体、セール計測乗員体重測定
11 月 21 日	土	08:00~08:30	乗員体重計測
		09:00~09:30	艇長会議
		10:55	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
		16:00	会員総会
		18:00	ウエルカムパーティー
11 月 22 日	日	08:00~08:30	乗員体重計測
		09:25	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
11 月 23 日	月・祝	08:00~08:30	乗員体重計測
		09:25	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
		15:00	表彰式

- 5.2 大会最終日は、13:00 を越えて予告信号が発せられることない。
- 5.3 本大会は7レースを予定している。
- 5.4 1日に予定されるレースは3レースである。レガッタが予定された日程より1レースを越えて先行しない場合に限り、また変更が帆走指示書の規定に従って行われる場合に限り、1日につきもう1レースを行うことができる。レガッタがスケジュールに対して遅れている場合には、1日で最大4レースを追加して行うことができる。

6. クラス旗：

6.1 RRS26 のクラス旗は、J/24 クラス旗（白地に青色のクラス標章）とする。

7. レース・エリア：

7.1 添付書 1 にレース・エリアに位置を示す。

8. コース：

8.1 コースは風上／風下の 5 レグ（コース 5）または 4 レグ（コース 4）である。

8.2 添付書 2 の見取図がコースを示す。

8.3 予告信号以前に、レース委員会の信号艇がコース指示、およそのコンパス・ベアリングおよび最初のレグの距離を掲示する。

8.4 オフセット・マーク（マーク 1a と指定される）がマーク 1 と併せて使用される。オフセット・マークは（風上を見て）ウェザー・マークの左側、ウェザー・レグに対して概ね直角に、マーク 1 のポート側約 10-15 艇身の距離に設置される。

8.5 マーク 2 は二つのマーク（マーク 2p とマーク 2s）からなるゲートである。ゲートになっていない場合には、マーク 2 をポートに見て回航しなければならない。コース変更が行われた場合を除き、ゲートは概ねレース委員会信号艇の風上で、レース委員会の裁量によりきめられた距離に置かれる。ゲートはスタート信号の後に設置されることがある。

8.6 コース変更の場合を除き、コース 5 のフィニッシュはマーク 1 の風上である。

8.7 5 レグ・コースの場合、4 レグより短くするコース短縮は行わない。4 レグ・コースの場合、3 レグより短くするコース短縮は行わない。この帆走指示に関してのみ、マーク 1 とオフセット・マークの間隔は、ひとつのレグとはみなさない。この項は RRS 33 を変更している。

9. マーク：

9.1 マーク 1 は黄緑色円錐形、マーク 1a は赤色円筒形、マーク 2p と 2s は黄緑色円錐形である。

9.2 以下のマークは回航マークである： 1、1a、2P、2S

9.3 SI 12 に従って使用される新しいマークはピンク色円錐形である。

9.4 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボード側の端にあるレース委員会艇と、ポート側の端にあるオレンジ色の三角錐形のブイである。

9.5 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインのスターボード側の端に位置するレース委員会艇と、ポート側の橋に位置するオレンジ色の三角錐形のブイである。

10. 障害物である区域：

10.1 障害物として指定される区域は、添付書 1 に記載されているとおりである。

11. スタート :

- 11.1 レースは、予告信号をスタート信号の5分前とし、RRS 26に従ってスタートする。
- 11.2 スタート・ラインはスタート・マーク上のスターボード側の端に位置するレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポート側の端のブイの間とする。
- 11.3 スタート信号後10分を過ぎてスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これはRRS 63.1、A4 および A5を変更している。
- 11.4 U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートもしくは再レース、またはスタート信号前に延期もしくは中止された場合には、失格とはされない。これは規則26を変更している。この規則が適用される場合には規則29.1は適用されない。これは規則29.1を変更している。U旗による失格の得点は「UFD」と記録される。これは規則A11を変更している。

12. コースの次のレグの変更 :

- 12.1 コースの次のレグを変更するコース変更は、RRS 33に従って信号が発せられる。
- 12.2 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行可能になり次第、元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合は、元のマークをもって置き換える。
- 12.3 ゲートでの場合を除き、艇は、次のレグの変更の信号を発しているレース委員会艇と近くのマークとの間を、マークをポート側、レース委員会艇をスターボード側に見て通過しなければならない。これはRRS 28を変更している。

13. フィニッシュ :

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・ライン上のレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポート側の端のブイの間とする。
- 13.2 レース委員会がその日のうちにもう1つのレースを行う意向である場合、レース委員会は、艇がフィニッシュしている間、第2代表旗（音響なし）を掲揚する。これはRRS レース信号を変更している。

14. ペナルティー方式：

- 14.1 RRS 44.2 および 44.1 の一部（回転ペナルティー）は本レガッタにおいては使用されない。RRS 44.3 得点ペナルティーが、IJCA による修正を加えたペナルティー（下記の表）を用いて適用される。RRS 44.1(a) および 44.1(b) は有効のままである。

行動とペナルティー	10%	20%	25%	30%
マークとの接触	X			
第 2 章の規則違反（航路権とルーム）	X			
ゾーン内での第 2 章の規則違反（航路権とルーム）		X		
マークとの接触に対するアフターレース得点ペナルティー		X		
第 2 章の規則違反（航路権とルーム）に対するアフターレース得点ペナルティー		X		
ゾーン内での第 2 章の規則違反（航路権とルーム）に対するアフターレース得点ペナルティー			X	
上記アフターレース得点ペナルティーを抗議締切時刻後に履行する場合				X
アービトレーションの結果、履行する場合。				X
<u>レース委員会またはインターナショナル・ジュリーにより審問なしに課されるペナルティー：これは RRS 63.1 を変更している。</u>				
艇がレース前にチェックインをしなかった場合 (SI 8.1) (RC)	X			
正しい得点ペナルティー履行の要件が一部しか（すべてではなく）満たされなかった場合 (Jury)				X
RRS 42 違反に対するペナルティー (Jury)	X			

- 14.2 RRS 44.3(c) を次のように修正する：得点ペナルティーを履行した艇のレース得点は、ペナルティーがなかった場合の得点をペナルティー数の分だけ悪くした 得点としなければならない。ペナルティー数は、上記表に示された得点ペナルティー・パーセンテージからその艇の状況にもっとも適合するものを用いて、競技している艇数に掛け、小数点以下を四捨五入して計算しなければならない。ただし、その艇の得点は、Did Not Finish よりも悪くならない。得点ペナルティーが適用されたことによって他の艇の得点を変更してはならない。したがって、2 艇が同じ得点となることがある。
- 14.3 規則44.3(b)の報告義務は、フィニッシュ・ラインに位置する運営艇に伝えなければならない。加えて得点ペナルティーを受け入れた艇は、陸上本部で入手できる「得点ペナルティー承諾書」を提出しなければならない。レース委員会は、得点ペナルティーを承諾した艇のリストを、公式掲示板に掲示する。
- 14.4 アフターレース得点ペナルティーは、レース・オフィスにて入手可能な「得点ペナルティー承諾フォーム」を、そのインシデントが関係する審問が始まる前に、提出することにより履行することができる。提出のタイミングは、抗議締切時刻の前か後かで、表に示されたとおりペナルティーに影響する。

- 14.5 アービトレーションを、第2章の規則またはRRS 31に関係するインシデントについて、抗議審問に先立って使うことができる。アービトレーションで受け入れたペナルティーは、表に示されたとおりである。
- 14.6 RRS 付則 P が適用される。ただし、P2はP2.1のみがペナルティーとして適用されるように修正される。P2.1に対するパーセンテージ・ペナルティーは表の通り修正される。
- 14.7 RRS 64.1に基づいたその他のペナルティーが、いくつかのIJCA規則違反に対して適用される。添付書3を参照のこと。

15. タイム・リミットとターゲット・タイム：

- 15.1 レースのターゲット・タイムは60から70分である。ターゲット・タイムに合わなかったことは、救済の根拠とはならない。この項はRRS 62.1(a)を変更している。
- 15.2 コースを帆走してフィニッシュした最初の艇から、20分以内にフィニッシュできなかった艇（その後リタイアしたり失格または救済を受けなかった場合）は、審問なしにTLE（Time Limit Expiredタイム・リミット切れ）と記録される。TLEの得点は、タイム・リミット内にフィニッシュした艇の数より2点多いものとする。これはRRS 35、63.1、A4およびA5を変更している。レース委員会は、フィニッシュ・ウィンドウが閉じた時点で、長音1声とともに青色の「フィニッシュ・ラインに位置している」旗を降下する。

16. 抗議および救済要求：

- 16.1 抗議書式はクラブハウスにあるレース・オフィスにて入手できる。抗議および救済または再開の要求は適切な締切時刻までにそこに届けられなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻は、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュしたとき、またはレース委員会が本日これ以上のレースを行わないという信号を発したときの、いずれか遅い方から60分後とする。
- 16.3 レース委員会は、レース委員会またはジュリーにより与えられたペナルティー（付則Pに基づくRRS 42違反を含む）のリストを、抗議締切時刻より前に掲示する。これらのペナルティーに基づく救済要求の期限は、掲示後30分または抗議締切時刻のいずれか遅い方とする。
- 16.4 審問の当事者および証人として指名されている競技者に審問について通知するため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。審問は和歌山セーリングセンタークラブハウス2階にあるプロテスト・ルームにおいて掲示された時刻から行われる。
- 16.5 指示 11.3, 18, 21, 23, 24, 25, 26, および 27 の違反は艇による抗議の根拠とはならない。これはRRS 60.1 (a)を変更している。これらの違反は、ジュリーがそう決定した場合には、失格よりも軽減することができる。
- 16.6 レースが予定されている最終日には、審問再開の要求は以下の期限までに届けられなければならない。
 - (a) 要求する当事者が前日またはそれ以前に判決を通告された場合、抗議締切時刻。

(b) 要求する当事者が当日に判決を通告された場合、通告後 30 分以内。

この項は RRS 66 を変更している。

16.7 レースが予定されている最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決が掲示された後 30 分以内に届けられなければならない。この項 RRS 62.2 を変更している。

~~16.8 ジュリーの判決は、RRS 70.5 に規定されている通り、最終である。~~

17. 得点：

17.1 選手権が成立するためには、3 レースが完了することを必要とする。

17.2 完了したのが 5 レース未満の場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。5 レース以上が完了した場合には、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。この項は付則 A を修正している。

18. 安全規定：

18.1 毎日の最初のレースの予告信号前に、各艇はスターボードタックで帆走しながら L 旗を掲揚した指定のレース委員会艇のスターンを通過し、レース委員会が認識してバウ・ナンバーを反唱するまで、自艇のバウ・ナンバーを呼びかけなければならない。

18.2 レースからリタイアした艇、レースに出場しない意向の艇、またはレース・エリアに戻った艇は、できるだけ速やかにレース委員会に通知しなければならない。

19. クルーおよび装備の交換：

19.1 レース公示 5 に規定されたとおり、大会への乗員登録は各艇 10 名までとする。但し複数の艇に重複して登録することはできない。また、登録された乗員の変更は認められない。なお、緊急時や異常な状況に於いて、レース委員会の書面での許可による場合はこの限りではない。

19.2 クルーの数はレガッタの途中で変更してはならない。

19.3 損傷を受けたか失われた装備の交換は、レース委員会による承認なしには許可されない。交換の要求は最初の妥当な機会にジュリー宛なされなければならない。スピナーカー・ポールまたはラダーの交換は、計測済みで艇内に搭載した予備品との交換であれば、通知なしに行ってもよい。

20. 装備および計測のチェック：

20.1 艇または装備は、クラス規則および帆走指示書に適合していることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は、検査のために指定された区域に直ちに行くよう、レース委員会のエクイップメント・インスペクターまたはメジャラーから指示されることがある。

21. 大会広告およびバウ・ナンバー：

21.1 艇は、主催団体から支給されるバウ・ナンバーを表示しなければならない。これらのバウ・ナンバーは、一緒に支給される指示の通り取り付けなければならない。レガッタの期間中は正しい位置に維持されなければならない。

- 21.2 艇は、主催団体から支給される大会広告を表示しなければならない。これらの広告と一緒に支給される指示の通り取り付けなければならない。レガッタの間中は正しい位置に維持されなければならない。

22. 運営艇：

- 22.1 運営艇は以下の通りの標識をつけるものとする：

レース委員会	白地に赤字「RC」
プロテスト委員会	赤地に白字「PROTEST」
報道艇	白地に緑文字「MEDIA」
計測委員会艇	白地に赤字「MEASUREMENT」

23. 支援艇：

- 23.1 支援艇はSI 1.4を順守しなければならない。
- 23.2 支援艇は予定された登録期間内に登録し、それが支援する艇（または複数の艇）を申告しなければならない。支援艇は主催団体が支給する識別旗を掲揚しなければならない。
- 23.3 支援艇は、準備信号からすべての艇がフィニッシュするかリタイアするかまたはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまでは、レースコースから150m以上離れていなければならない。
- 23.4 支援艇によるこのSI 23に定めるいかなる規則の違反も、その支援艇が関係する艇の規則2 [公正な帆走] 違反とみなされなければならない。その支援艇に関する艇に対するペナルティーは、ジュリーの裁量に委ねられなければならない。得点から除外できないこともある。この項はRRS 64.1(c)およびA2を修正している。
- 23.5 支援艇のドライバーは、参加艇に要求されるのと同額の第三者賠償保険に加入していなければならない。保険加入の証明を登録の際に提示しなければならない。

24. ゴミの扱い：

- 24.1 競技者はゴミを水中に投棄してはならない。ゴミは陸上で適切に処分するために保持しなければならない。または運営艇にそのような機能がある場合には、運営艇に渡してもよい。

25. 艇を浮かべることおよび上架の制限：

- 25.1 艇は、11月20日（金）17:00までには和歌山マリーナシティ内の指定された水面に浮かべていなければならない。また、艇はレース委員会の事前の許可があり、その条件に従っている場合を除き、最終レースが終了するまで上架してはならない。これにはラダーも含まれる。

26. 潜水用具、プラスチック・プールおよびその他の禁止行動：

- 26.1 艇を浮かべた時からレガッタが終了するまでの間、水中呼吸器具やプラスチック・プールまたはこれらと同様のものを使用してはならない。艇体は、ロープや布またはそのために考案されたその他の器具を用いて、泳いだりキールハウリング (keelhauling) したりすることにより、いつでも清掃することができる。
- 26.2 いかなる方法でも、艇体の清掃や点検を目的として艇を傾けることは、レガッタの期間中禁止される。

27. 無線通信：

- 27.1 緊急の場合を除き、艇は、レース中の無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信のいずれも行ってはならない。この制限は携帯電話にも適用される。

28. 賞：

- 28.1 総合1位から3位までに賞状及び賞を授与する。
各レースのトップ艇に賞が与えられる。
上位、23チームのヘルムスパーソンに2016年世界選手権への出場資格を与える。

29. 責任の否認：

- 29.1 競技者は、全面的に彼ら自身のリスクの下に本レガッタに参加している。RRS 4 [レースすることの決定] を参照のこと。主催団体は、本レガッタに関連して、または期間中および前後において被った物理的損害、または人的傷害や死亡に対し、いかなる責任も負わない。
- 29.2 全ての競技者は、登録用書類一式とともに用意される「競技者免責同意書」に署名するよう求められる。

30. 保険：

- 30.1 参加艇は、大会期間を含む有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

29.2 全ての競技者は、登録用書類一式とともに用意される「競技者免責同意書」に署名するよう求められる。

30. 保険：

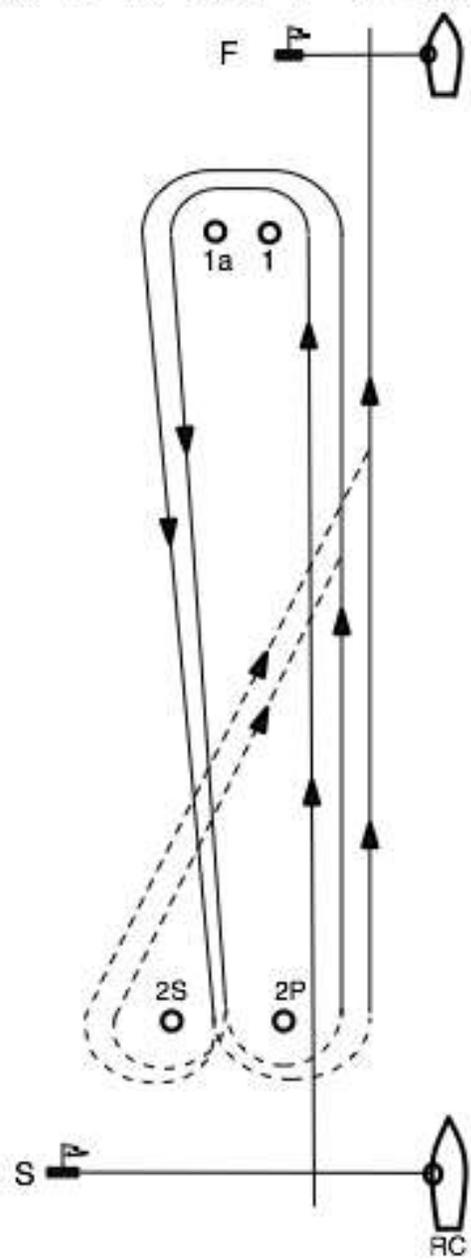
30.1 参加艇は、大会期間を含む有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付書1ー レース・エリアの場所

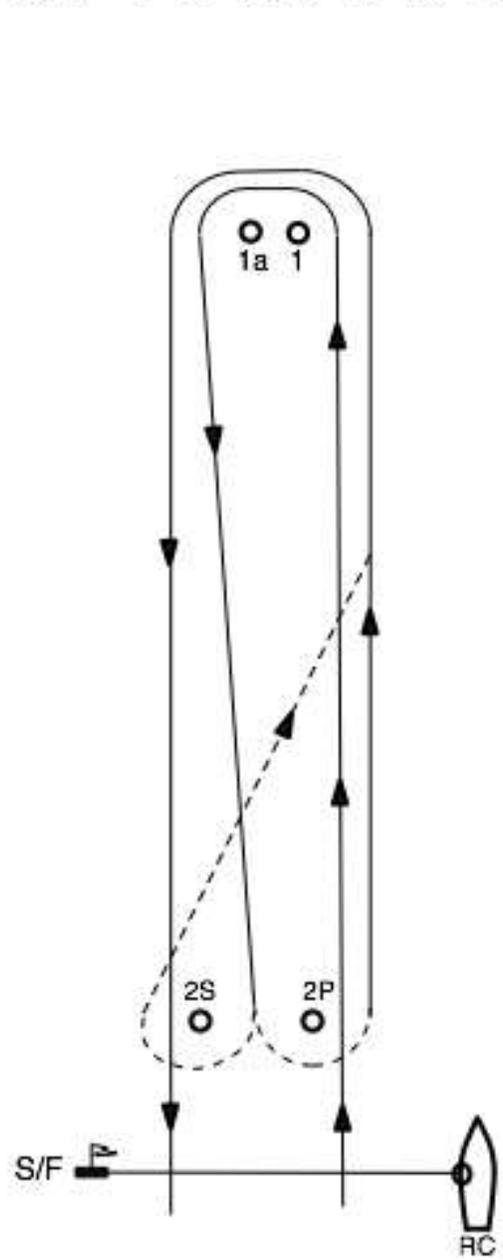


添付書 2 一コース見取図

COURSE 5
START - 1 - 1a - 2S/2P - 1 - 1a - 2S/2P - FINISH



COURSE 4
START - 1 - 1a - 2S/2P - 1 - 1a - FINISH



添付書 3 — いくつかのクラス規則違反に対する代替的ペナルティー

代替的得点ペナルティーは、特定のクラス規則違反に対して適用しなければならない。これらのペナルティーはすべて、RRS 44.3(c)を修正して下記の通り計算しなければならない：

下記クラス規則の1つに違反して得点ペナルティーを履行する艇のレース得点は、ペナルティーがなかった場合に受けたはずの得点を、ペナルティー数の分だけ悪くしたものでなければならない。ペナルティー数は、参加している艇数に、特定の規則に対して示された得点ペナルティー・パーセンテージを掛け、小数点第2位以下を四捨五入して計算しなければならない。ただし、その艇を **Do Not Finish** よりも悪い得点としてはならない。他の艇の得点は、これらのペナルティーの適用により変更してはならない。

クラス規則	違反行為	得点ペナルティー
2.5.6	計測証明書のコピーおよび必須装備とオプション装備の一覧表が艇内に搭載していない。(ひとつまたは両方)	5%
2.6	広告が規制に従っていない	5%
3.6.10 (o)	メインセールのラフおよび/またはフットが規則 3.5.2(d)が規定する識別ラインの外にセットされている。	10%
4.1.7	少なくとも9リットルの容量があり、ラニヤードが取り付けられた、水汲みバケツを搭載していない。	20%
4.1.10	2リッター以上の船外機用燃料を、その日の最後のレースでフィニッシュ・ラインを横切った時点で、搭載していない。	20%
4.1.1	コンパスが無くなっているか使えない。	20%
4.1.4	シーアンカー取り付けられ、投げ入れることのできる救命器具がデッキ上にあり使用可能となっていない。	20%
4.1.6	必要な救急キットとマニュアルを搭載していない。	20%
4.3	アンカー、船外機、バッテリーおよび燃料タンクのいずれかが、動かないように固縛されていない。	20%
7.1.19	伸縮性(ショック)コードが、特に許されている場所以外で、スタンディングまたはランニング・リギンに用いられている。	10%
8.1.2	バッグから出したセール以外の必須またはオプション装備を、キャビンの底のキール上に積載すること。	10%
8.1.3	通常のセーリング・ギアを、通常の、意図された、および正常な収納場所以外でセーリング上の重量を得るために使うこと。	10%
8.3	帆走指示書がレガッタの間中は艇を水に浮かべておかなければならないと規定しているときに、ラダーを水中から取り出すこと。	10%

艇が上記ペナルティーの1つを受けた場合には、プロテストの判決は、同じペナルティーがその後の違反に適用できるか、またはされるかどうかを含めなければならない。プロテストの判決はまた、艇はジュリーが特定した時間の範囲においては同じクラス規則で再び抗議されることはない、ということ特定することができる。ジュリーは、ペナルティーがどのレース(複数のこともある)に適用されるかを決定する。



Gill[®]
RACE TEAM

Gill日本総代理店 株式会社 フォーチュン

〒550-004 大阪市西区鞠本町1-14-18 本町アセットビル2F

TEL: 06-6445-2300 FAX: 06-6445-2310 E-Mail: info@gill.jp



www.gill.jp